

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和七年一月二十三日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 設備及び運営に関する基準（第六条―第三十五条）

第三章 雑則（第三十六条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第十二条の四第二項に規定する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十七号。以下「一時保護施設設備運営基準」という。）の例による。

（最低基準の目的等）

第三条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と一時保護施設）

第四条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一時保護施設の一般原則)

第五条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

第二章 設備及び運営に関する基準

(非常災害対策)

第六条 一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第七条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第八条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(入所した児童を平等に取り扱う原則)

第九条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第十条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限)

第十一条 一時保護施設においては、正当な理由がなく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第十二条 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第十三条 一時保護施設においては、合理的な理由がなく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第十四条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第十五条 一時保護施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための

計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（設備の基準）

第十六条 一時保護施設の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十九条第二項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十九条第二項において同じ。）、相談室、食堂（ユニットを整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。

二 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。

三 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

四 児童の居室の一室の定員は四人以下とし、その面積は一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、その面積は一人につき三・三平方メートル以上とすること。

五 少年の居室の一室の定員は一人とするよう努めるとともに、その面積は八平方メートル以上とするよう努めること。

六 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるように、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。

七 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

八 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

九 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

十 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定

するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

十一 児童三十人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。

十二 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

(一時保護施設における職員の一般的要件)

第十七条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等)

第十八条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽けんさんに励み、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第十九条 一時保護施設には、児童指導員、嘱託医、看護師、保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人以上につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。

3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね十人以上とする。

4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

(夜間の職員配置)

第二十条 一時保護施設(ユニットを整備していないものに限る。)には、夜間、職員二人以上を置かなければならない。

2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、二人を下ることはできない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第二十五条第一項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前各項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

（一時保護施設の管理者等）

第二十一条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のための一時保護施設設備運営基準第二十条第四項の規定によりこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第二十二条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 一時保護施設設備運営基準第二十一条第一項の規定により都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

二 社会福祉士の資格を有する者

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは同条第一項に規定する通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は一時保護施設設備運営基準第二十一条第一項第八号の規定により文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したものである

九 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であつて、知事が適当と認めたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適当と認めたもの

2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

（心理療法担当職員の資格）

第二十三条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科若しくは研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて個人心理療法及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第二十四条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒を入所させる一時保護施設であつて学習指導員を二人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ一人以上置くよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第二十五条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

## (衛生管理等)

第二十六条 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清しきしなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服（下着にあつては、未使用の物）を提供しなければならない。ただし、下着については、提供に代えて、児童が所持する物を使用させることができる。

5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

## (食事)

第二十七条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第二十五条の規定により当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

## (入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第二十八条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必

要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならぬ。

3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第二十九条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第三十条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第三十一条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等の関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)

第三十二条 一時保護施設においては、次の各号に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所する児童の支援に関する事項
- 二 その他施設の管理についての重要事項

(一時保護施設に備える帳簿)

第三十三条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第三十四条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならぬ。

(苦情への対応)

第三十五条 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

### 第三章 雑則

(電磁的記録)

第三十六条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(設備に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する一時保護施設（建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第十六条の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十五号。次項において「児童福祉施設基準条例」という。）第五十七条の規定を準用する。

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)

3 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例で定める規定により難いときは、当該一時保護施設は、令和八年三月三十一日まで、これによらないことができる。この場合において

は、児童福祉施設基準条例第五十八条及び第六十五条の規定を準用する。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

4 令和八年三月三十一日までの間は、第二十一条第三項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司であつて、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めたる者を指導教育担当職員として置くことができる。

## 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年一月二十三日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

## 職員給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を、「第二十三条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第五条第八項中「五十五歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達した日後最初に到来する四月一日以降に在職する」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 五十五歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達した日後最初に到来する四月一日以降に在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)

二 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表(教育職給料表(二)、医療職給料表(二)、医療職給料表(三)、海事職給料表及び福祉職給料表を除く。)の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

第八条の三第一項第一号中「三十万九千二百円」を「三十一万円」に改める。

第九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号」を「次項第二号から第五号」に、「扶養親族である配偶者、父母等」を「扶養親族である父母等」に改め、「(以下「行九級以上職員等」という。)」を削り、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「扶養親族である配偶者、父母等」を「前項第一号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)」については一人につき一万三千円、扶養親族である父母等」に改め、「(以下「行八級職員等」という。)」及び「前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)」については一人につき一万円」を削り、同条第四項中「(以下

「特定期間」という。）を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十条を次のように改める。

#### 第十条 削除

第十条の五第一項第二号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第十一条第二項各号列記以外の部分中「応じて」を「応じ」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「相当する額」の下に「（以下「運賃等相当額」という。）」を加え、同項第二号中「応じて、」を「応じ、」に、「掲げる額（」を「定める額（第十二条の二第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び」に改め、同号ハ中「掲げる」を「定める」に改め、同項第三号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第三項中「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「前項第一号に掲げる額」を「運賃等相当額」に改め、「の二分の一」を削り、「その額が二万円にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額を超えるときは、当該額」を「以下「特別料金等相当額」という。」に改め、同条第四項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項第一号又は第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額、第二項第二号に定める額及び特別料金等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、支給対象期間につき、十五万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。

第十二条第三項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

#### （在宅勤務等手当）

第十二条の二 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所におい

て、正規の勤務時間（勤務時間条例第十一条に規定する休暇により勤務しない時間その他の人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前各項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十三条の三第三項中「（給料の月額又は扶養手当の月額が第七条第三項又は第十条第二項若しくは第三項の規定に基づいて算出されている場合には、その給料の額と扶養手当の額との合計額）」を削る。

第十九条の二第二項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項中「に定める額」の下に「（前各項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削る。

第二十一条の二第二項中「第十条、」を削り、同条第三項中「から第十条まで、第十条の三から第十条の五まで、第十三条の二及び第十三条の三」を「及び第九条」に改め、同条第四項中「から第十条まで」を「第九条」に改める。

第二十二条の四第三項中「通勤手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第二十三条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加え、同条第二項中「地域手当」の下に「、住居手当」を加え、「特殊勤務手当」を「在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当」に改め、同条第三項中「通勤手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一（第四条）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		9 級		10 級		
		給料月額 円																				
定年前任用短時間勤務職員及び任期職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800											
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000											
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100											
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100											
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100											
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100											
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600											
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600											
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900												
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200														
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700															
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200															
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700															
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000															
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300															
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500															
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700															
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000															
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300															
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500															
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700															
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500															
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300															
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100															
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700															
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300															
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900															
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500															
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200															
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000															
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400															
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100															
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600															
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000															
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400															
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800															
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200															
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600															
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000															
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300															

41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
86	256,000	297,100	346,000	386,600			
87	256,300	297,400	346,400	387,000			



備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第四項に規定する職員を除く。

別表第二（第四条）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400	
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900	
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400	
13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700		
14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400		
15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000		
16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600		
17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000		
18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700		
19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400		
20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000		
21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400		
22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100		
23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800		
24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500		
25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900		
26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400		
27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000		
28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600		
29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200		
30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900		
31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400		
32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900		
33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400		
34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700		
35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000		
36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400		
37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800		
38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000		
39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300		
40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500		

41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900
42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100
43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300
44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500
45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900
46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200	
47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500	
48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800	
49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100	
50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400	
51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700	
52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000	
53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200	
54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500	
55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800	
56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100	
57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300	
58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600	
59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900	
60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100	
61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300	
62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600	
63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900	
64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200	
65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400	
66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700	
67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000	
68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300	
69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500	
70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800	
71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100	
72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400	
73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600	
74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100		
75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400		
76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600		
77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800		
78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100		
79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400		
80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600		
81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800		
82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100		
83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400		
84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600		
85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800		
86	302,500	321,000	345,500	387,800	421,700			
87	303,200	322,000	347,000	388,400	422,100			

88	303,900	323,000	348,400	389,000	422,500
89	304,600	324,000	349,700	389,300	422,800
90	305,400	325,300	350,900	389,800	
91	306,200	326,500	352,100	390,300	
92	306,900	327,700	353,400	390,800	
93	307,400	328,900	354,700	391,200	
94	308,300	330,200	356,200	391,600	
95	309,200	331,400	357,700	392,100	
96	310,000	332,600	359,100	392,600	
97	310,800	333,800	360,400	393,000	
98	311,800	335,100	361,600	393,500	
99	312,700	336,300	362,700	394,000	
100	313,600	337,500	363,900	394,500	
101	314,500	338,900	365,000	394,800	
102	315,500	339,800	366,100	395,200	
103	316,500	340,800	367,200	395,700	
104	317,400	341,900	368,300	396,000	
105	318,200	343,000	369,500	396,300	
106	318,800	344,100	370,000	396,800	
107	319,400	345,100	370,600	397,300	
108	320,000	346,100	371,200	397,800	
109	320,500	347,300	371,800	398,100	
110	321,000	348,300	372,300	398,600	
111	321,400	349,300	372,700	399,100	
112	321,900	350,200	373,200	399,600	
113	322,700	351,100	373,600	399,900	
114	323,400	352,000	374,000	400,400	
115	324,100	353,000	374,500	400,900	
116	324,700	354,000	375,000	401,400	
117	325,300	355,000	375,400	401,800	
118	326,000	355,400	375,900	402,300	
119	326,700	356,000	376,500	402,700	
120	327,500	356,600	377,000	403,200	
121	328,100	356,900	377,200	403,600	
122	328,400	357,300	377,700		
123	328,900	357,700	378,200		
124	329,400	358,100	378,600		
125	329,700	358,500	379,100		
126		358,900	379,600		
127		359,300	380,100		
128		359,700	380,600		
129		360,100	380,900		
130		360,500	381,400		
131		360,900	381,900		
132		361,300	382,400		
133		361,500	382,700		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	134		362,000	383,200									
	135		362,400	383,600									
	136		362,700	384,000									
	137		363,000	384,300									
	138		363,400	384,800									
	139		363,900	385,300									
	140		364,400	385,800									
	141		364,700	386,100									
	142		365,200										
	143		365,700										
144		366,200											
145		366,500											
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200			

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

別表第三（第四条）

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)	職員 の区 分	職務 の級 の号	給料月額			
			1 級	2 級	3 級	4 級
		1	261,400 円	340,300 円	393,600 円	461,300 円
		2	263,600	341,900	395,300	470,100
		3	265,700	343,500	396,700	478,500
		4	267,600	345,000	398,000	486,600
		5	269,400	346,500	399,200	494,900
		6	270,900	348,100	400,200	502,600
		7	272,400	349,700	401,200	509,900
		8	273,900	351,300	402,200	516,900
		9	275,700	352,700	403,100	523,600
		10	277,700	354,700	404,200	529,800
		11	279,700	356,700	405,300	534,500
		12	281,700	358,700	406,400	538,000
		13	283,700	360,500	407,500	541,500
		14	285,900	362,100	408,600	544,700
		15	288,000	363,700	409,700	547,700
		16	290,100	365,300	410,800	550,200
		17	292,000	366,600	411,900	552,300
		18	294,700	368,100	413,000	
		19	297,400	369,500	414,100	
		20	300,000	370,800	415,300	
		21	302,600	372,100	416,300	
		22	305,000	373,300	417,400	
		23	307,400	374,500	418,500	
		24	309,600	375,600	419,700	
		25	311,800	376,700	420,600	
		26	313,800	378,100	421,700	
		27	315,800	379,400	422,800	
		28	317,800	380,700	423,800	
		29	319,800	382,000	424,800	
		30	321,700	383,300	425,900	
		31	323,600	384,600	427,000	
		32	325,500	385,900	428,100	
		33	327,300	387,200	429,100	
		34	329,200	388,400	430,300	
		35	331,100	389,600	431,500	
		36	333,000	390,700	432,700	
		37	334,700	391,800	433,400	
		38	335,900	393,000	434,300	
		39	337,000	394,100	435,200	

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

40	338,100	395,200	436,000
41	338,700	396,300	436,800
42	339,100	397,500	437,700
43	339,500	398,700	438,600
44	339,900	399,800	439,400
45	340,500	400,800	440,100
46	341,000	401,800	441,000
47	341,500	402,800	442,000
48	341,900	403,700	442,900
49	342,300	404,900	443,800
50	342,700	406,300	444,700
51	343,100	407,700	445,700
52	343,500	409,100	446,600
53	343,900	409,900	447,600
54	344,300	410,900	448,600
55	344,700	411,900	449,500
56	345,100	413,000	450,500
57	345,500	413,900	451,400
58	345,900	414,700	452,300
59	346,300	415,500	453,200
60	346,700	416,200	454,200
61	347,100	416,900	455,000
62	347,500	417,800	455,400
63	347,900	418,600	456,000
64	348,300	419,200	456,600
65	348,700	419,800	457,200
66	349,100	420,200	457,900
67	349,500	420,500	458,200
68	349,900	420,800	458,800
69	350,300	421,100	459,200
70	350,800	421,400	459,500
71	351,200	421,600	459,800
72	351,600	421,900	460,100
73	351,900	422,100	460,400
74	352,400	422,400	
75	352,800	422,700	
76	353,200	423,000	
77	353,600	423,200	
78	354,100	423,400	
79	354,600	423,700	
80	355,100	424,000	
81	355,600	424,200	
82	356,300	424,500	
83	357,000	424,800	
84	357,700	425,100	
85	358,300	425,300	
86	358,900	425,600	

87	359,500	425,900	
88	360,100	426,100	
89	360,600	426,300	
90	361,000	426,600	
91	361,400	426,900	
92	361,800	427,100	
93	362,200	427,300	
94	362,600		
95	363,100		
96	363,500		
97	364,100		
98	364,600		
99	365,000		
100	365,500		
101	365,900		
102	366,400		
103	366,700		
104	367,100		
105	367,600		
106	368,000		
107	368,500		
108	369,000		
109	369,400		
110	369,900		
111	370,300		
112	370,700		
113	371,100		
114	371,500		
115	371,900		
116	372,300		
117	372,700		
118	373,100		
119	373,500		
120	373,900		
121	374,200		
122	374,600		
123	375,100		
124	375,400		
125	375,800		
126	376,300		
127	376,800		
128	377,200		
129	377,600		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額	
		円		円		円		円
		288,000		299,000		321,200		406,100

この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
定年 再任 用 短 時 間 勤 務 職 員 及 び 任 期 付 職 員 以 外 の 職 員	1	202,800 円	221,300 円	319,700 円	348,700 円	435,700 円
	2	205,100	223,700	321,500	350,200	437,000
	3	207,400	226,100	323,300	351,700	438,200
	4	209,700	228,500	325,000	353,200	439,500
	5	211,900	230,900	326,600	354,600	440,600
	6	214,300	233,300	328,500	356,000	441,700
	7	216,500	235,700	330,400	357,400	442,900
	8	218,700	238,100	332,300	358,800	444,100
	9	220,900	240,500	334,100	360,200	445,400
	10	223,200	242,100	336,100	361,500	446,600
	11	225,400	243,700	337,900	362,800	447,600
	12	227,600	245,300	339,700	364,100	448,700
	13	229,900	246,900	341,400	365,300	449,900
	14	232,000	248,400	343,100	366,600	450,700
	15	234,100	249,800	344,700	367,800	451,500
	16	236,200	251,200	346,300	369,000	452,400
	17	238,300	252,600	347,900	370,200	453,300
	18	240,200	253,800	349,200	371,400	453,800
	19	241,900	255,000	350,400	372,600	454,300
	20	243,500	256,200	351,600	373,700	454,800
	21	245,200	257,600	352,900	374,800	455,300
	22	246,400	258,800	354,300	376,000	455,800
	23	247,700	260,100	355,700	377,200	456,300
	24	249,000	261,400	357,000	378,300	456,800
	25	250,200	262,700	358,300	379,400	457,300
	26	251,200	264,500	359,700	380,600	457,800
	27	252,300	266,300	361,100	381,800	458,300
	28	253,400	268,100	362,400	382,900	458,800
	29	254,600	269,800	363,700	384,000	459,300
	30	255,900	272,000	365,100	385,200	459,800
	31	257,100	274,200	366,400	386,400	460,300
	32	258,300	276,400	367,700	387,500	460,800
	33	259,400	278,600	369,000	388,600	461,300
	34	260,600	280,800	370,200	389,800	
	35	261,800	283,000	371,400	391,000	
	36	263,000	285,100	372,600	392,200	
	37	264,300	287,100	373,800	393,400	
	38	265,500	289,000	375,000	394,700	
	39	266,700	290,900	376,200	395,900	
	40	267,900	292,700	377,400	397,100	
	41	269,200	294,400	378,500	398,300	
	42	270,400	296,300	379,700	399,600	

43	271,700	298,100	380,900	400,600
44	272,900	299,800	382,100	401,700
45	274,100	301,400	383,200	402,900
46	275,000	303,200	384,500	404,100
47	275,900	304,900	385,800	405,300
48	276,900	306,500	387,000	406,500
49	277,500	308,000	387,900	407,600
50	278,400	309,700	389,100	408,600
51	279,100	311,500	390,100	409,900
52	280,100	313,200	391,200	411,100
53	280,700	314,400	392,000	412,300
54	281,600	316,300	393,100	413,400
55	282,600	318,100	394,100	414,500
56	283,600	319,800	395,100	415,600
57	284,100	321,400	396,200	416,600
58	285,100	323,300	397,200	417,800
59	286,100	325,000	398,300	419,000
60	286,900	326,700	399,400	420,200
61	287,400	328,400	400,400	420,800
62	288,100	330,200	401,500	421,600
63	288,900	332,000	402,600	422,300
64	289,700	333,700	403,600	422,800
65	290,500	335,400	404,500	423,100
66	291,300	336,700	405,400	423,400
67	292,000	338,000	406,400	423,800
68	292,700	339,300	407,400	424,200
69	293,500	340,800	408,200	424,500
70	294,300	342,300	409,000	424,900
71	294,900	343,800	409,700	425,200
72	295,600	345,300	410,500	425,500
73	296,100	346,700	411,200	425,800
74	296,900	348,200	411,800	426,200
75	297,600	349,700	412,500	426,500
76	298,200	351,200	413,200	426,800
77	298,800	352,600	413,800	427,100
78	299,600	354,100	414,500	427,400
79	300,200	355,600	415,000	427,700
80	300,800	357,100	415,600	427,900
81	301,400	358,500	416,000	428,100
82	302,100	359,800	416,400	428,400
83	302,700	361,100	416,700	428,700
84	303,200	362,300	417,000	428,900
85	303,700	363,500	417,200	429,100
86	304,300	364,700	417,500	429,400
87	304,800	365,900	417,800	429,700
88	305,200	367,000	418,000	429,900

89	305,600	368,100	418,200	430,100
90	306,200	369,200	418,500	
91	306,700	370,300	418,800	
92	307,200	371,400	419,000	
93	307,500	372,500	419,200	
94	308,100	373,700	419,500	
95	308,600	374,800	419,800	
96	309,000	375,900	420,000	
97	309,400	376,900	420,200	
98	309,900	377,900		
99	310,400	378,800		
100	310,900	379,700		
101	311,300	380,500		
102	311,700	381,500		
103	312,100	382,400		
104	312,400	383,300		
105	312,600	384,100		
106	312,900	385,000		
107	313,200	385,900		
108	313,500	386,800		
109	313,700	387,600		
110	313,900	388,600		
111	314,200	389,500		
112	314,500	390,400		
113	314,700	391,000		
114	314,900	391,900		
115	315,100	392,800		
116	315,400	393,700		
117	315,700	394,500		
118	315,900	395,200		
119	316,200	396,000		
120	316,500	396,800		
121	316,700	397,400		
122	316,900	398,100		
123	317,100	398,800		
124	317,400	399,400		
125	317,700	400,000		
126	317,900	400,700		
127	318,100	401,200		
128	318,400	401,800		
129	318,600	402,400		
130	318,800	403,000		
131	319,100	403,500		
132	319,400	404,000		
133	319,600	404,300		
134	319,800	404,600		

135	320,100	404,900			
136	320,400	405,200			
137	320,600	405,500			
138	320,800	405,800			
139	321,100	406,100			
140	321,400	406,400			
141	321,600	406,700			
142	321,800	407,000			
143	322,100	407,300			
144	322,400	407,600			
145	322,600	407,800			
146	322,800	408,100			
147	323,100	408,400			
148	323,400	408,600			
149	323,600	408,800			
150	323,800	409,100			
151	324,100	409,400			
152	324,400	409,600			
153	324,600	409,800			
154	324,800	410,100			
155	325,100	410,400			
156	325,400	410,600			
157	325,600	410,800			
158	325,800	411,100			
159	326,100	411,400			
160	326,400	411,600			
161	326,600	411,800			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	232,000	279,200	303,400	330,000	411,900
任期 付職 員	234,100	252,600	319,700	331,700	420,300

備考 1 この表は、高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに  
 勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委  
 員会規則で定めるものに適用するもの、  
 2 この表の表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれ  
 ぞれ加算した額とする。

別表第四 (第四条)

## 研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	183,900 円	233,900 円	326,100 円	376,000 円	446,500 円
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600
	15	208,600	265,100	349,900	395,900	
	16	210,400	267,300	350,900	397,400	
	17	212,100	269,500	352,000	398,900	
	18	213,900	271,900	353,300	400,500	
	19	215,700	274,300	354,500	402,100	
	20	217,500	276,700	355,700	403,800	
	21	219,300	279,000	356,900	405,000	
	22	221,100	281,100	358,000	406,400	
	23	222,800	283,200	359,100	407,800	
	24	224,500	285,200	360,200	409,100	
	25	226,200	287,200	361,300	410,400	
	26	228,300	289,100	362,300	411,700	
	27	230,200	291,000	363,300	413,200	
	28	232,100	292,900	364,300	414,700	
	29	234,000	294,800	365,200	415,900	
	30	235,100	296,300	366,100	417,100	
	31	236,200	297,800	366,900	418,700	
	32	237,300	299,300	367,700	420,200	
	33	238,700	300,800	368,400	421,500	
	34	240,200	302,300	369,200	422,900	
	35	241,700	303,800	370,000	424,300	
	36	243,200	305,200	370,800	425,700	
	37	244,700	306,600	371,600	427,100	
	38	246,300	307,500	372,400	428,500	
	39	247,900	308,400	373,200	429,900	
	40	249,500	309,300	374,000	431,300	

41	251,100	310,100	374,800	432,400
42	252,600	310,600	376,100	433,700
43	254,100	311,100	377,400	435,100
44	255,600	311,600	378,600	436,400
45	257,100	312,100	379,300	437,200
46	258,400	312,600	380,300	438,000
47	259,600	313,100	381,100	438,900
48	260,800	313,600	381,800	439,800
49	262,000	314,000	382,500	440,600
50	263,100	314,500	383,200	441,400
51	264,200	315,000	383,900	442,000
52	265,300	315,500	384,600	442,800
53	266,400	315,900	385,200	443,200
54	267,500	316,400	385,900	443,800
55	268,500	316,800	386,700	444,300
56	269,500	317,200	387,500	444,800
57	270,500	317,600	388,100	445,300
58	271,200	318,000	388,900	445,900
59	271,800	318,400	389,600	446,400
60	272,400	318,800	390,300	446,900
61	273,000	319,200	390,900	447,400
62	273,600	319,800	391,600	448,000
63	274,200	320,400	392,300	448,500
64	274,800	321,000	393,000	449,000
65	275,400	321,500	393,700	449,500
66	276,000	322,100	394,300	
67	276,600	322,700	394,900	
68	277,200	323,300	395,600	
69	277,800	323,800	396,300	
70	278,500	324,400	396,800	
71	279,200	325,000	397,400	
72	279,900	325,600	398,000	
73	280,500	326,100	398,500	
74	281,200	326,800	399,100	
75	281,900	327,500	399,700	
76	282,600	328,200	400,200	
77	283,200	328,900	400,700	
78	283,900	329,600	401,200	
79	284,600	330,300	401,700	
80	285,200	331,000	402,400	
81	285,800	331,700	402,800	
82	286,500	332,500		
83	287,200	333,200		
84	287,800	333,800		
85	288,400	334,300		
86	289,100	334,800		

	87	289,800	335,200			
	88	290,400	335,600			
	89	291,000	335,900			
	90	291,700	336,400			
	91	292,400	336,800			
	92	293,000	337,200			
	93	293,600	337,500			
	94	294,300	337,900			
	95	294,900	338,300			
	96	295,500	338,700			
	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			
	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500				
	111	301,800				
	112	302,000				
	113	302,300				
	114	302,600				
	115	302,900				
	116	303,200				
	117	303,500				
	118	303,800				
	119	304,000				
	120	304,300				
	121	304,600				
定年前任用短時間勤務職員		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五（第四条）

## 医療職給料表

職員の区分	医療職給料表(一)			
	1 級の給料月額	2 級の給料月額	3 級の給料月額	4 級の給料月額
1	291,400	400,300	455,100	549,800
2	293,700	403,000	457,100	555,900
3	296,000	405,600	459,000	561,200
4	298,200	408,100	460,900	566,100
5	300,300	410,500	462,300	570,500
6	303,800	412,700	464,100	574,800
7	307,300	414,800	465,900	578,400
8	310,700	416,900	467,700	581,400
9	314,100	419,000	469,500	583,900
10	317,600	420,500	471,300	586,200
11	321,000	422,000	473,100	
12	324,400	423,500	474,900	
13	327,800	424,900	476,700	
14	331,300	426,400	478,500	
15	334,700	427,900	480,300	
16	338,100	429,300	482,100	
17	341,500	430,700	483,900	
18	344,600	432,200	485,800	
19	347,700	433,700	487,700	
20	350,800	435,100	489,600	
21	354,000	436,500	491,500	
22	357,100	438,000	493,200	
23	360,200	439,500	495,000	
24	363,200	440,900	496,800	
25	366,200	442,300	498,400	
26	368,500	443,700	500,200	
27	370,800	445,100	502,000	
28	373,000	446,500	503,600	
29	374,900	447,900	505,000	
30	376,600	449,300	506,700	
31	378,300	450,700	508,500	
32	380,100	452,100	510,200	
33	381,900	453,500	511,700	
34	383,700	454,900	513,000	
35	385,300	456,300	514,300	
36	386,700	457,700	515,600	
37	388,100	459,100	516,600	
38	389,600	460,800	517,900	
39	391,100	462,400	519,200	
40	392,600	464,000	520,500	

41	394,100	465,600	521,500	
42	394,800	466,800	522,300	
43	395,400	468,000	523,100	
44	396,100	469,100	523,900	
45	397,000	470,100	524,800	
46	397,600	471,100	525,600	
47	398,200	472,000	526,400	
48	398,800	472,800	527,100	
49	399,400	473,500	527,900	
50	399,900	474,200	528,700	
51	400,400	474,900	529,400	
52	400,900	475,500	530,300	
53	401,400	476,200	531,200	
54	401,800	476,900	532,000	
55	402,200	477,500	532,900	
56	402,600	478,100	533,800	
57	403,000	478,400	534,600	
58	403,400	479,000	535,500	
59	403,800	479,700	536,400	
60	404,200	480,400	537,100	
61	404,600	480,800	537,900	
62	405,000	481,400	538,800	
63	405,400	482,100	539,700	
64	405,800	482,800	540,600	
65	406,100	483,200	541,400	
66		483,800	542,300	
67		484,400	543,200	
68		484,900	544,100	
69		485,400	544,900	
70		485,900	545,800	
71		486,400	546,700	
72		486,900	547,600	
73		487,300	548,400	
74		487,800		
75		488,200		
76		488,700		
77		489,200		
78		489,800		
79		490,400		
80		490,800		
81		491,300		
82		491,900		
83		492,500		
84		493,000		
85		493,500		

定年前再任用 短時間勤務 職員	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	301,700	344,400	399,500	473,300
任期付職員	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	314,100	372,500	410,000	506,800

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 の級	給料月額							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定年前任用短時間勤務及び任期付職員以外の職員	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300		
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600		

43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	411,900
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	412,200
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	412,500
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	412,700
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	413,000
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	413,300
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	413,600
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	413,800
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
78	254,800	291,900	328,600	349,900		
79	255,100	292,200	329,000	350,100		
80	255,300	292,500	329,500	350,400		
81	255,500	292,800	330,000	350,900		
82	255,800	293,100	330,400	351,200		
83	256,100	293,400	330,600	351,500		
84	256,300	293,700	330,900	351,800		
85	256,500	293,900	331,300	352,200		
86		294,100	331,700	352,500		
87		294,300	332,000	352,800		
88		294,500	332,300	353,100		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	89		294,900	332,600	353,500					
	90		295,100	332,800	353,800					
	91		295,300	333,200	354,100					
	92		295,500	333,500	354,400					
	93	193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000	433,400	
	94		296,100	334,000	354,700					
	95		296,300	334,300						
	96		296,600	334,600						
	97		296,900	334,800						
	98		297,100	335,100						
99		297,300	335,400							
100		297,600	335,600							
101		297,900	335,800							
102		298,100	336,000							
103		298,300	336,400							
104		298,600	336,600							
105		298,900	336,800							
106			337,200							
107			337,600							
108			338,000							
109			338,200							
任期 付職 員		給料月額 円								
		216,300	232,500	255,500	269,000	299,200	337,600	379,800	437,500	

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(三)		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
職員の区分	職務の級の号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
定年前任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	

43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	436,900
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	437,200
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	437,500
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	437,900
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	438,300
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	438,600
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	438,900
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	439,300
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	439,700
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	440,000
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	440,300
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	440,700
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
86	286,100	312,900	350,700	369,600		
87	286,600	313,900	351,500	370,200		
88	287,100	314,900	352,300	370,700		

89	287,600	315,800	352,900	371,000
90	288,100	316,900	353,500	371,500
91	288,600	317,900	354,100	371,900
92	289,100	318,900	354,700	372,200
93	289,600	319,700	355,100	372,800
94	290,200	320,400	355,500	373,300
95	290,800	321,100	356,000	373,800
96	291,400	321,700	356,400	374,300
97	292,000	322,200	356,900	374,900
98	292,500	322,500	357,300	375,400
99	293,000	323,100	357,800	375,900
100	293,500	323,700	358,200	376,300
101	294,000	324,100	358,500	376,900
102	294,500	324,700	359,000	377,400
103	295,000	325,300	359,400	377,900
104	295,400	325,800	359,700	378,400
105	295,800	326,200	360,100	379,000
106	296,300	326,700	360,600	379,400
107	296,800	327,200	361,100	379,900
108	297,100	327,700	361,600	380,400
109	297,300	328,100	362,100	381,000
110	297,600	328,500	362,600	
111	297,800	328,800	363,100	
112	298,100	329,100	363,500	
113	298,400	329,400	363,900	
114	298,600	329,800		
115	298,900	330,100		
116	299,100	330,400		
117	299,400	330,600		
118	299,700	330,900		
119	300,000	331,200		
120	300,300	331,400		
121	300,600	331,600		
122	301,000	331,900		
123	301,300	332,200		
124	301,600	332,500		
125	301,800	332,700		
126	302,000	333,000		
127	302,300	333,400		
128	302,700	333,600		
129	302,900	333,800		
130	303,200	334,000		
131	303,600	334,400		
132	304,000	334,600		
133	304,200	334,900		
134	304,500	335,300		
135	304,800	335,700		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	136	305,100	336,100					
	137	305,300	336,400					
	138	305,600	336,800					
	139	305,900	337,200					
	140	306,200	337,600					
	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900						
	147	308,200						
	148	308,600						
	149	308,800						
	150	309,000						
151	309,300							
152	309,600							
153	310,000							
154	310,200							
155	310,400							
156	310,700							
157	311,000							
任期 付職 員		給料月額 円						
		221,900	253,100	274,700	284,800	306,900	339,400	379,000
		給料月額 円						
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めらるものに適用する。

## 別表第六(第四条)

## 海 事 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員及 任期 職員 以外 の職 員	1	218,800	276,000	319,200	365,600	408,500
	2	222,000	277,800	320,300	367,300	410,600
	3	225,200	279,500	321,400	369,000	412,700
	4	228,400	281,200	322,400	370,700	414,800
	5	231,600	282,900	323,400	372,200	416,800
	6	234,700	284,400	324,800	373,900	418,200
	7	237,800	285,800	326,400	375,600	419,600
	8	240,800	287,300	328,000	377,200	421,000
	9	243,800	288,800	329,900	378,800	422,400
	10	246,700	290,300	331,500	380,300	423,700
	11	249,500	291,700	333,100	381,800	425,000
	12	252,300	293,100	334,700	383,300	426,200
	13	255,100	294,500	336,400	384,800	427,400
	14	258,000	295,900	338,000	386,200	428,600
	15	260,800	297,300	339,600	387,500	429,800
	16	263,400	298,700	341,200	388,800	430,900
	17	266,000	300,100	342,700	390,300	431,900
	18	267,400	301,500	343,500	391,900	433,000
	19	268,800	302,800	344,300	393,500	434,100
	20	270,200	304,100	345,100	395,100	435,200
	21	271,600	305,400	345,900	396,700	436,200
	22	272,800	306,200	346,700	398,200	437,100
	23	274,000	307,000	347,500	399,600	438,000
	24	275,100	307,700	348,300	401,000	438,900
	25	276,200	308,400	349,100	402,400	439,800
	26	276,800	309,100	349,900	403,700	440,700
	27	277,300	309,800	350,700	404,900	441,600
	28	277,800	310,500	351,500	406,100	442,400
	29	278,300	311,200	352,200	407,300	442,800
	30	278,700	311,800	353,000	408,400	443,400
	31	279,100	312,400	353,800	409,400	444,000
	32	279,500	313,000	354,500	410,400	444,600
	33	279,900	313,600	355,200	410,900	445,100
	34	280,300	314,200	355,900	411,800	445,400
	35	280,700	314,800	356,600	412,700	445,900
	36	281,000	315,300	357,300	413,600	446,300
	37	281,300	315,800	358,000	414,500	446,600
	38	281,600	316,300	358,700	415,400	447,200
	39	281,900	316,800	359,300	416,300	447,800
	40	282,200	317,200	360,000	417,200	448,400

41	282,500	317,600	360,800	418,000	449,000
42	282,800	318,000	361,600	418,900	449,700
43	283,100	318,400	362,300	419,800	450,300
44	283,400	318,800	363,000	420,500	450,900
45	283,700	319,200	363,700	420,700	451,200
46	284,000	319,600	364,500	421,100	451,900
47	284,300	320,000	365,300	421,500	452,600
48	284,600	320,400	366,100	421,800	453,300
49	284,900	320,800	366,900	422,100	453,700
50	285,200	321,200	367,900	422,300	454,000
51	285,500	321,600	368,800	422,700	454,300
52	285,700	321,900	369,500	423,100	454,500
53	285,900	322,200	370,100	423,400	454,700
54	286,200	322,500	371,000	423,900	454,900
55	286,500	322,800	371,900	424,500	455,200
56	286,700	323,100	372,700	425,000	455,500
57	286,900	323,400	373,200	425,600	455,700
58	287,200	323,700	373,600	426,200	456,000
59	287,500	324,000	373,900	426,700	456,300
60	287,700	324,200	374,200	427,200	456,500
61	287,900	324,400	374,500	427,800	456,700
62	288,200	324,700	374,900	428,300	
63	288,500	325,000	375,200	428,900	
64	288,700	325,200	375,500	429,500	
65	288,900	325,400	375,700	430,000	
66	289,100	325,700	376,000	430,600	
67	289,300	326,000	376,300	431,100	
68	289,600	326,200	376,600	431,700	
69	289,900	326,400	376,900	432,200	
70			377,100	432,700	
71			377,500	433,300	
72			377,800	433,900	
73			378,100	434,200	
74			378,600	434,800	
75			379,100	435,400	
76			379,500	435,900	
77			379,900	436,300	
78			380,300	436,800	
79			380,800	437,500	
80			381,300	438,200	
81			381,700	438,400	
82			382,200		
83			382,600		
84			383,000		
85			383,500		
86			384,000		
87			384,500		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	97	基 準 給料月額 円	225,100	基 準 給料月額 円	255,100	基 準 給料月額 円	284,900	基 準 給料月額 円	326,200	基 準 給料月額 円	355,100
		基 準 給料月額 円	231,600	基 準 給料月額 円	282,900	基 準 給料月額 円	310,300	基 準 給料月額 円	351,700	基 準 給料月額 円	379,800
任期 付職 員		基 準 給料月額 円	231,600	基 準 給料月額 円	282,900	基 準 給料月額 円	310,300	基 準 給料月額 円	351,700	基 準 給料月額 円	379,800

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第七(第四条)

## 福祉社 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	1	199,600	254,300	287,800	313,800	355,200	408,300
	2	201,300	255,900	288,800	315,500	356,900	410,200
	3	203,000	257,500	289,700	317,000	358,500	412,100
	4	204,700	258,800	290,600	318,500	360,100	413,900
	5	206,300	260,300	291,500	319,700	361,700	415,700
	6	207,900	261,500	292,400	321,100	363,500	417,500
	7	209,500	262,600	293,300	322,500	365,000	419,300
	8	211,100	263,700	294,200	323,900	366,600	421,100
	9	212,700	264,800	295,000	325,300	368,000	422,700
	10	214,500	265,900	296,000	326,800	369,600	424,200
	11	216,300	267,000	297,200	328,200	371,200	425,700
	12	217,400	268,100	298,300	329,600	372,700	427,200
	13	218,500	269,200	299,500	331,000	374,600	428,700
	14	219,700	270,100	300,600	332,600	376,500	430,000
	15	220,900	271,000	301,700	334,200	378,400	431,300
	16	222,000	271,800	302,800	335,700	380,200	432,500
	17	223,100	272,400	303,900	337,200	381,700	433,700
	18	224,100	273,100	305,000	338,800	383,500	435,000
	19	225,100	273,900	306,100	340,400	385,200	436,300
	20	226,100	274,600	307,100	341,900	386,800	437,500
	21	227,100	275,600	308,100	343,400	388,500	438,700
	22	228,500	276,500	309,100	344,900	389,900	439,500
	23	229,800	277,400	310,100	346,400	391,300	440,300
	24	231,100	278,300	311,100	347,900	392,700	441,100
	25	232,400	279,300	312,100	349,400	394,100	441,700
	26	233,700	280,200	313,100	351,000	395,300	442,300
	27	235,000	281,100	314,100	352,600	396,500	442,900
	28	236,200	282,000	315,100	354,100	397,500	443,500
	29	237,400	282,900	316,100	355,300	398,600	444,200
	30	238,400	283,700	317,200	356,800	399,800	445,000
	31	239,400	284,600	318,300	358,300	400,900	445,400
	32	240,400	285,500	319,400	359,800	402,000	446,100
	33	241,400	286,500	320,500	361,200	402,700	446,600
	34	242,400	287,500	321,600	362,700	403,400	447,000
	35	243,300	288,500	322,700	364,200	404,100	447,400
	36	244,200	289,400	323,800	365,700	404,800	447,800
	37	245,100	290,300	324,800	367,100	405,400	448,200
	38	246,000	291,300	325,900	368,500	406,000	448,600
	39	246,900	292,300	327,000	369,900	406,500	449,000
	40	247,700	293,200	328,000	371,300	406,900	449,400

41	248,500	294,100	329,000	372,300	407,300
42	249,100	295,100	329,900	373,400	407,500
43	249,700	296,100	330,800	374,300	407,800
44	250,300	297,000	331,700	375,400	408,100
45	250,800	297,900	332,600	376,100	408,400
46	251,300	298,800	333,300	376,700	408,700
47	251,800	299,700	333,900	377,400	409,000
48	252,300	300,600	334,500	378,200	409,300
49	252,800	301,400	335,100	379,000	409,500
50	253,400	302,300	335,800	379,700	409,800
51	253,900	303,200	336,400	380,500	410,100
52	254,400	304,000	337,000	381,200	410,400
53	254,800	304,900	337,600	382,000	410,600
54	255,300	305,900	338,100	382,700	410,900
55	255,800	306,900	338,600	383,400	411,200
56	256,300	307,800	339,100	384,000	411,500
57	256,800	308,700	339,500	384,300	411,700
58	257,200	309,700	339,700	384,900	412,000
59	257,600	310,600	340,200	385,500	412,300
60	258,000	311,500	340,700	386,200	412,500
61	258,400	312,400	341,000	386,600	412,700
62	258,800	313,300	341,400	387,300	413,000
63	259,200	314,200	341,900	387,900	413,300
64	259,600	315,000	342,300	388,500	413,500
65	260,000	315,700	342,700	388,900	413,700
66	260,400	316,600	343,200	389,400	
67	260,800	317,400	343,600	390,000	
68	261,200	318,200	344,100	390,500	
69	261,600	319,000	344,300	390,900	
70	262,000	319,500	344,800	391,400	
71	262,400	320,000	345,300	391,900	
72	262,800	320,500	345,700	392,400	
73	263,200	321,000	346,000	392,900	
74	263,600	321,600	346,400	393,300	
75	264,000	322,100	346,900	393,700	
76	264,400	322,600	347,300	394,100	
77	264,800	322,900	347,500	394,300	
78	265,200	323,200	347,800	394,500	
79	265,600	323,700	348,200	394,800	
80	265,900	324,000	348,600	395,100	
81	266,200	324,300	348,900	395,300	
82	266,600	324,600	349,200	395,600	
83	267,000	324,900	349,600	395,900	
84	267,300	325,200	350,000	396,100	
85	267,600	325,600	350,300	396,300	
86	268,000	326,000	350,700	396,600	
87	268,400	326,300	351,100	396,900	

88	268,700	326,500	351,300	397,100
89	269,000	327,000	351,600	397,300
90	269,400	327,400		
91	269,800	327,600		
92	270,100	328,000		
93	270,400	328,400		
94	270,800	328,800		
95	271,200	329,200		
96	271,500	329,500		
97	271,800	329,700		
98	272,200	330,000		
99	272,600	330,300		
100	272,900	330,600		
101	273,200	331,000		
102	273,600	331,200		
103	274,000	331,500		
104	274,300	331,900		
105	274,500	332,300		
106	274,700	332,600		
107	275,000	332,900		
108	275,300	333,200		
109	275,600	333,500		
110	275,900	333,900		
111	276,200	334,200		
112	276,400	334,400		
113	276,700	334,600		
114	277,000	334,900		
115	277,300	335,200		
116	277,700	335,500		
117	278,000	335,700		
118	278,300			
119	278,600			
120	279,000			
121	279,200			
122	279,400			
123	279,800			
124	280,100			
125	280,300			
126	280,600			
127	281,000			
128	281,400			
129	281,600			
130	282,000			
131	282,400			
132	282,700			
133	282,900			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	134	283,200						
	135	283,600						
	136	283,900						
	137	284,100						
	138	284,400						
	139	284,700						
	140	285,000						
	141	285,200						
	142	285,400						
	143	285,600						
144	285,900							
145	286,300							
146	286,500							
147	286,800							
148	287,100							
149	287,400							
150	287,600							
151	287,900							
152	288,100							
153	288,400							
任期 付職 員		基 準 給料月額 円						
		205,800	245,600	260,100	293,600	320,600	362,700	
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	220,900	246,900	278,200	298,800	330,200	371,000		

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第八又 福祉職給料表級別基準職務表5級の項中「~~ヲ~~」の次に「~~又ハ~~」を加える。

(千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第二条 千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和二十七年千葉県条例第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第四条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号」を「次項第二号から第五号」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条の三第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第五条の二の次に次の一条を加える。

(在宅勤務等手当)

第五条の三 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして局長が定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他局長が定める時間を除く。)の全部を勤務することを、局長が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

第九条の二第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「勤務時間を割り振らない日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「(勤務時間を割り振らない日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第二十一条第二項中「、第四条の三」を削る。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年千葉県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「から第十条」を「から第九条」に改め、同条第二項中「、第二十条第二項及び」を「及び第二項、第二十条第二項並びに」に改め、「第十九条の二第一項及び」の下に「第二項並びに」を加える。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項を削り、同条第五項中「、第三項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第四項とする。

第八条第一項中「から第十条」を「から第九条」に改め、「、第二十条の四」を削り、同条第二項中「、第二十条第二項及び」を「及び第二項、第二十条第二項、第二十条の四第二項第一号並びに」に改め、「第十九条の二第一項及び」の下に「第二項並びに」を加え、「百分の百七十二・五」を「百分の九十五」と、給与条例第二十条の四第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」に改める。

第九条第二項を削る。

第十条第一項中「、第七条」を「及び第七条」に改め、「及び第十二条」を削り、同条第二項中「第二条第三項、第九条の二第一項」及び「第二条第三項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、企業局給与条例第九条の二第一項」を「第九条の二」に改める。

第十一条第二項を削る。

第十二条第一項中「、第九条及び第十九条」を「及び第九条」に改め、同条第二項中「第二条第三項、第十六条第一項」及び「第二条第三項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、病院局給与条例第十六条第一項」を「第十六条」に改める。

(千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第五条 千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十六年千葉県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第七条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号」を「次項第二号から第五号」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第十一条の次に次の一条を加える。

(在宅勤務等手当)

第十一条の二 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理規程で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他管理規程で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、管理規程で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

第十六条第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「勤務時間を割り振らない日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「(勤務時間を割り振らない日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤

務した」を「勤務をした」に改める。

第二十六条第三項中「、第八条（第二号に係る部分に限る。）、第九条」を削る。

## 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第八条の三第一項第一号の改正規定並びに次項、附則第三項及び第十二項の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定（給与条例第八条の三第一項第一号の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の給与条例の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3 第一条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例の規定により支給された給与は、第一条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（号給の切替え）

4 令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において給与条例別表第一から別表第七までの給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

6 切替日から令和八年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の給与条例（以下「新給与条例」という。）第九条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、同項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第二項中「五 重度心身障害

- 「五 重度心身障害者  
者」とあるのは
- 六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と、同条第三項中「一万三千元」とあるのは「一万千五百円」と、「とする」とあるのは「、前項第六号に該当する扶養親族については三千元とする」とする。
- 7 切替日から令和八年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第四条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「第五号」とあるのは「第六号」と、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは
- 「五 重度心身障害者  
六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。
- 8 切替日から令和八年三月三十一日までの間における第五条の規定による改正後の千葉県県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第七条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「第五号」とあるのは「第六号」と、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは
- 「五 重度心身障害者  
六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。
- 9 新給与条例第十一条第四項及び第十二条第三項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
- （通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）
- （再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）
- 10 切替日以後に新たに再任用職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年千葉県条例第一号）第十三条又は第十四条第一項の規定により採用された者及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年千葉県条例第二十七号）附則第十項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）に対して適用されることとなる給与条例第十三条の二第四項及び第五項の規定は、切替日以後に同条第四項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。
- （再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）
- 11 切替日以後に新たに再任用職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下この項において同じ。）に対して適用されることとなる給与条例第十三条の三第五項及び第六項の

規定は、切替日以後に同条第五項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する学校の移転があつた再任用職員について適用する。

(その他の経過措置の人事委員会規則等への委任)

- 12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、千葉県人事委員会規則（地方公営企業管理者が担任する事項については、管理規程）で定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 13 職員の育児休業等に関する条例（平成四年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の表第二十一条の二第三項の項中「から第十条まで、第十条の三から第十条の五まで」を「及び第九条」に改め、「第十条、」を削り、「第十二条」の下に「、第十三条の二及び第十三条の三」を加える。

(千葉県教育委員会の権限に属する事務の特例に関する条例の一部改正)

- 14 千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「。以下この号において「条例」という。」及び「及び条例」を削り、「次に掲げる」を「別に教育委員会規則で定める」に改め、同号イ及びロを削る。

## 附則別表 号給の切替表 (附則第四項)

## イ 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給									
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級		
1	1	1	1	1	1	1	1	1		
2	1	1	1	1	1	1	1	1		
3	1	1	1	1	1	1	1	1		
4	1	1	1	1	1	1	1	1		
5	1	1	1	1	1	1	1	1		
6	2	1	1	1	1	1	1	1		
7	3	1	1	1	1	1	1	1		
8	4	1	1	1	1	1	1	1		
9	5	1	1	1	1	1	1	1		
10	6	2	2	1	1	1	1	1		2
11	7	3	3	1	1	1	1	1		2
12	8	4	4	1	1	1	1	1		2
13	9	5	5	1	1	1	1	1		2
14	10	6	6	2	1	1	1	1		3
15	11	7	7	3	1	1	1	1		3
16	12	8	8	4	1	1	1	1		3
17	13	9	9	5	1	1	1	1		3
18	14	10	10	6	2	1	1	1		3
19	15	11	11	7	3	1	1	1		4
20	16	12	12	8	4	1	1	1		4
21	17	13	13	9	5	1	1	1		4
22	18	14	14	10	6	1	1	1		2
23	19	15	15	11	7	1	1	1		3
24	20	16	16	12	8	2	2	3		
25	21	17	17	13	9	2	2	3		
26	22	18	18	14	10	2	2	3		
27	23	19	19	15	11	2	2	4		
28	24	20	20	16	12	3	3	4		
29	25	21	21	17	13	3	3	4		
30	26	22	22	18	14	3	3	4		
31	27	23	23	19	15	3	3	5		
32	28	24	24	20	16	3	3	5		
33	29	25	25	21	17	3	3	5		
34	30	26	26	22	18	4	4	5		
35	31	27	27	23	19	4	4	6		
36	32	28	28	24	20	4	4	6		
37	33	29	29	25	21	4	4	6		
38	34	30	30	26	22	4	4	6		
39	35	31	31	27	23	4	4	6		
40	36	32	32	28	24	4	4	7		
41	37	33	33	29	25	4	4	7		
42	38	34	34	30	26	5	5			
43	39	35	35	31	27	5	5			
44	40	36	36	32	28	5	5			
45	41	37	37	33	29	5	5			
46	42	38	38	34	30					
47	43	39	39	35	31					
48	44	40	40	36	32					
49	45	41	41	37	33					
50	46	42	42	38	34					
51	47	43	43	39	35					
52	48	44	44	40	36					
53	49	45	45	41	37					
54	50	46	46	42	38					
55	51	47	47	43	39					

56	52	48	48	44	44	40													
57	53	49	49	45	41														
58	54	50	50	46	42														
59	55	51	51	47	43														
60	56	52	52	48	44														
61	57	53	53	49	45														
62	58	54	54	50															
63	59	55	55	51															
64	60	56	56	52															
65	61	57	57	53															
66	62	58	58	54															
67	63	59	59	55															
68	64	60	60	56															
69	65	61	61	57															
70	66	62	62	58															
71	67	63	63	59															
72	68	64	64	60															
73	69	65	65	61															
74	70	66	66	62															
75	71	67	67	63															
76	72	68	68	64															
77	73	69	69	65															
78	74	70	70	66															
79	75	71	71	67															
80	76	72	72	68															
81	77	73	73	69															
82	78	74	74	70															
83	79	75	75	71															
84	80	76	76	72															
85	81	77	77	73															
86	82	78	78																
87	83	79	79																
88	84	80	80																
89	85	81	81																
90	86	82	82																
91	87	83	83																
92	88	84	84																
93	89	85	85																
94	90	86																	
95	91	87																	
96	92	88																	
97	93	89																	
98	94																		
99	95																		
100	96																		
101	97																		
102	98																		
103	99																		
104	100																		
105	101																		
106	102																		
107	103																		
108	104																		
109	105																		
110	106																		
111	107																		
112	108																		
113	109																		

## ロ 公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	

54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86				
95	91	87				
96	92	88				
97	93	89				
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					

111	107						
112	108						
113	109						
114	110						
115	111						
116	112						
117	113						
118	114						
119	115						
120	116						
121	117						
122	118						
123	119						
124	120						
125	121						

ハ、教育職給料表(一)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	2
24	12	8	2
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	3
28	16	12	3
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	4
32	20	16	4
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	5
36	24	20	5
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	6
40	28	24	6
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	7
44	32	28	7
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	8
48	36	32	8
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	9
52	40	36	9
53	41	37	9

54	42	38	9
55	43	39	10
56	44	40	10
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	11
60	48	44	11
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	12
64	52	48	12
65	53	49	12
66	54	50	12
67	55	51	13
68	56	52	13
69	57	53	13
70	58	54	13
71	59	55	14
72	60	56	14
73	61	57	14
74	62	58	14
75	63	59	14
76	64	60	15
77	65	61	15
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

ニ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	

54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9

54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66	58	
75	67	59	
76	68	60	
77	69	61	
78	70	62	
79	71	63	
80	72	64	
81	73	65	
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

～ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5

54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ト 医療職給料表(二)の適用を受ける職員

旧号給	新号給							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級		
1	1	1	1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	1	1	1	
6	2	2	1	1	1	1	1	
7	3	3	1	1	1	1	1	
8	4	4	1	1	1	1	1	
9	5	5	1	1	1	1	1	
10	6	6	2	2	1	1	1	
11	7	7	3	3	1	1	1	
12	8	8	4	4	1	1	1	
13	9	9	5	5	1	1	1	
14	10	10	6	6	2	1	1	
15	11	11	7	7	3	1	1	
16	12	12	8	8	4	1	1	
17	13	13	9	9	5	1	1	
18	14	14	10	10	6	2	2	
19	15	15	11	11	7	3	3	
20	16	16	12	12	8	4	4	
21	17	17	13	13	9	5	5	
22	18	18	14	14	10	6	6	
23	19	19	15	15	11	7	7	
24	20	20	16	16	12	8	8	
25	21	21	17	17	13	9	9	
26	22	22	18	18	14	10	10	
27	23	23	19	19	15	11	11	
28	24	24	20	20	16	12	12	
29	25	25	21	21	17	13	13	
30	26	26	22	22	18	14	14	
31	27	27	23	23	19	15	15	
32	28	28	24	24	20	16	16	
33	29	29	25	25	21	17	17	
34	30	30	26	26	22	18	18	
35	31	31	27	27	23	19	19	
36	32	32	28	28	24	20	20	
37	33	33	29	29	25	21	21	
38	34	34	30	30	26	22	22	
39	35	35	31	31	27	23	23	
40	36	36	32	32	28	24	24	
41	37	37	33	33	29	25	25	
42	38	38	34	34	30	26	26	
43	39	39	35	35	31	27	27	
44	40	40	36	36	32	28	28	
45	41	41	37	37	33	29	29	
46	42	42	38	38	34	30	30	
47	43	43	39	39	35	31	31	
48	44	44	40	40	36	32	32	
49	45	45	41	41	37	33	33	
50	46	46	42	42	38	34	34	
51	47	47	43	43	39	35	35	
52	48	48	44	44	40	36	36	
53	49	49	45	45	41	37	37	
54	50	50	46	46	42	42	42	
55	51	51	47	47	43	43	43	

56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		
64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58	54		
67	63	63	59	55		
68	64	64	60	56		
69	65	65	61	57		
70	66	66	62	58		
71	67	67	63	59		
72	68	68	64	60		
73	69	69	65	61		
74	70	70	66			
75	71	71	67			
76	72	72	68			
77	73	73	69			
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			
86	82	82				
87	83	83				
88	84	84				
89	85	85				
90	86	86				
91	87	87				
92	88	88				
93	89	89				
94	90	90				
95	91	91				
96	92	92				
97	93	93				
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

チ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41

58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62	58	
71	67	67	63	59	
72	68	68	64	60	
73	69	69	65	61	
74	70	70	66	62	
75	71	71	67	63	
76	72	72	68	64	
77	73	73	69	65	
78	74	74	70	66	
79	75	75	71	67	
80	76	76	72	68	
81	77	77	73	69	
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				

リ 海事職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	1	1
7	3	1	1
8	4	1	1
9	5	1	1
10	6	2	1
11	7	3	1
12	8	4	1
13	9	5	1
14	10	6	2
15	11	7	3
16	12	8	4
17	13	9	5
18	14	10	6
19	15	11	7
20	16	12	8
21	17	13	9
22	18	14	10
23	19	15	11
24	20	16	12
25	21	17	13
26	22	18	14
27	23	19	15
28	24	20	16
29	25	21	17
30	26	22	18
31	27	23	19
32	28	24	20
33	29	25	21
34	30	26	22
35	31	27	23
36	32	28	24
37	33	29	25
38	34	30	26
39	35	31	27
40	36	32	28
41	37	33	29
42	38	34	30
43	39	35	31
44	40	36	32
45	41	37	33
46	42	38	34
47	43	39	35
48	44	40	36
49	45	41	37
50	46	42	38
51	47	43	39
52	48	44	40
53	49	45	41

54		50		46		42
55		51		47		43
56		52		48		44
57		53		49		45
58		54		50		46
59		55		51		47
60		56		52		48
61		57		53		49
62		58		54		50
63		59		55		51
64		60		56		52
65		61		57		53
66		62		58		54
67		63		59		55
68		64		60		56
69		65		61		57
70		66		62		58
71		67		63		59
72		68		64		60
73		69		65		61
74		70		66		
75		71		67		
76		72		68		
77		73		69		
78		74		70		
79		75		71		
80		76		72		
81		77		73		
82		78		74		
83		79		75		
84		80		76		
85		81		77		
86		82		78		
87		83		79		
88		84		80		
89		85		81		
90		86				
91		87				
92		88				
93		89				
94		90				
95		91				
96		92				
97		93				
98		94				
99		95				
100		96				
101		97				

又 福祉職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37

54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62	58	
71	67	67	63	59	
72	68	68	64	60	
73	69	69	65	61	
74	70	70	66	62	
75	71	71	67	63	
76	72	72	68	64	
77	73	73	69	65	
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90		86		
95	91		87		
96	92		88		
97	93		89		
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				

111	107						
112	108						
113	109						
114	110						
115	111						
116	112						
117	113						
118	114						
119	115						
120	116						
121	117						

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年一月二十三日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十条第十一項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十四項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第三項中「引き続き日本電信電話株式会社」の下に「（日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第十項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附則第十一項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

附則第十四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

## 附則

## （施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第三項、第十項及び第十一項の改正規定は、公布の日から施行する。

## （経過措置）

2 改正後の職員の退職手当に関する条例第十条第十一項（第四号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。）及び第十四項の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつてこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年一月二十三日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

第一条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年千葉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百七十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定並びに次項の規定及び附則第五項の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和六年千葉県条例第三十九号）の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

（期末手当の額の特例）

3 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例による改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「令和六年改正前の条例」という。）の規定により令和六年六月の期末手当の支給を受けた知事、副知事、教育長、常勤の監査委員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第四号の特別職である知事の秘書の同年十二月の期末手当の額は、新条例第三条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により同月にこれらの者に支給されることとなる期末手当の額から令和六年改正前の条例の規定により同年六月にこれらの者に支

給された期末手当の額と第一条の規定による改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条第二項の規定を適用した場合において同月の期末手当としてこれらの者に支給されることとなる額との差額を控除して得た額とする。

（期末手当の内払）

4 新条例の規定（前項の規定を含む。以下この項において同じ。）を適用する場合においては、旧条例の規定により支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

5 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

千葉県行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年一月二十三日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県行政組織条例の一部を改正する条例

千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の表中央家畜保健衛生所の項及び東部家畜保健衛生所の項を次のように改める。

東部家畜保健衛生所	匝瑳市	銚子市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市及び大網白里市並びに印旛郡、香取郡、山武郡及び長生郡
西部家畜保健衛生所	千葉市	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び浦安市

第二十三条の表北部家畜保健衛生所の項を削る。

第二十三条の十一第二項中「、松戸市、野田市、流山市及び鎌ヶ谷市の区域に関する事務については柏土木事務所が所管し」を削り、「海匝土木事務所」の下に「が所管し、勝浦市及びいすみ市並びに夷隅郡の区域に関する事務については長生土木事務所」を加える。

別表第三千葉県廃棄物処理施設設置等審議会の項中「七人」を「八人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に次の表の上欄に掲げる行政機関の長がした処分その他の行為は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政機関の長がした処分その他の行為とみなし、同

日前に同表の上欄に掲げる行政機関の長に対してした申請その他の行為は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政機関の長に対してした申請その他の行為とみなす。

北部家畜保健衛生所の長	東部家畜保健衛生所の長
中央家畜保健衛生所の長	西部家畜保健衛生所の長
夷隅土木事務所の長（建築に関する事務のうち、勝浦市及びいすみ市並びに夷隅郡の区域に関する事務に係るものに限る。）	長生土木事務所の長

3 改正後の千葉県行政組織条例別表第三の規定により新たに委嘱される千葉県廃棄物処理施設設置等審議会の委員の任期は、同表の規定にかかわらず、現に在任する委員の残任期間とする。

千葉県職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年一月二十三日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県職員定数条例の一部を改正する条例

千葉県職員定数条例（昭和二十六年千葉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「八、一一四人」を「八、三一四人」に改め、同条第五号中「七三六人」を「七七六人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

## 千葉県県税条例等の一部を改正する条例の制定について

千葉県県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年一月二十三日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県県税条例等の一部を改正する条例

(千葉県県税条例の一部改正)

第一条 千葉県県税条例(平成十九年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二号を次のように改める。

- 二 所得税法第七十八条第二項第四号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第六条又は附則第四条第一項の規定により知事の認可を受けた同法第二条第一項第一号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金
- 第四十七条中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

(千葉県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 千葉県県税条例の一部を改正する条例(平成十九年千葉県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一条中千葉県県税条例第十四条の二第二号の改正規定及び次項の規定は、施行日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号)附則第三条第一項の規定の適用がある場合における第一条の規定による改正後の千葉県県税条例第十四条の二(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「のうち、」とあるのは「のうち」と、「関連する寄附金」とあるのは「関連する寄附金又は所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号)附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項に規定

する特定公益信託（知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭であつて同項の規定により特定寄附金とみなされるもの」とする。

（地方消費税に関する経過措置）

3 改正後の千葉県県税条例第四十七条の規定は、施行日以後に効力が生ずる地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第三条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十第一項ただし書に規定する公益信託（公益信託に関する法律附則第四条第一項に規定する移行認可（以下「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、施行日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年一月二十三日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を  
改正する条例

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三十五号の三上欄中「及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号。以下この号において「改正法」という。）」を削り、同欄口中「の規定」を「（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同欄中へを削り、トをへとし、同欄中「ト、ヲ」を「へ、ル」に改め、同欄中チをトとし、同欄中「チ」を「ト」に改め、同欄中リをチとし、同欄又中「チ」を「ト」に改め、同欄中ヌをリとし、同欄ル中「ヌ」を「リ」に、「ヲ」を「ル」に改め、同欄中ルをヌとし、ヲをルとし、ワをヲとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 法第五十一条第三項の規定による公表

別表第三十五号の三上欄中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改め、同欄ヨを削り、同表第三十五号の四下欄中「木更津市、勝浦市」を「銚子市、木更津市、旭市、勝浦市、印西市」に、「長生郡長生村」を「長生郡一宮町、長生村、白子町及び長南町」に改め、「夷隅郡大多喜町」の下に「及び御宿町」を加え、同表第三十五号の五下欄中「我孫子市」を「千葉市、流山市及び我孫子市」に改め、同表第三十五号の六下欄中「及び夷隅郡大多喜町」を「並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第三十五号の三の改正規定は、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十二号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第三十五号の四及び第三十五号の五上欄に掲げる事務に係る農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に同法の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においてはそれぞれ同表の当該下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

## 議案第五十七号

千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する  
条例の制定について

千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年一月二十三日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する  
条例

(千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和四十一年千葉県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

(指定の手續)

第六条の二 文化会館のうち千葉県文化会館又は青葉の森公園芸術文化ホールについて千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十六年千葉県条例第二号。以下「指定手續条例」という。)第二条の規定による申請ができるものは、法人その他の団体で知事が指定管理者として最も適切と認めるものとする。

2 知事は、指定手續条例第三条の規定にかかわらず、指定手續条例第二条の規定により提出された書類の内容が前条の業務を行うために適切であり、かつ、当該書類を提出した法人その他の団体が指定手續条例第三条各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、当該法人その他の団体を議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例の一部改正)

第二条 千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例(昭和五十五年千葉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条の二を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

(指定の手續)

第五条の二 センターについて千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十六年千葉県条例第二号。以下「指定手續条例」という。)第二条の規定による申請ができるものは、法人その他の団体で知事が指定管理者として最も適切

と認めるものとする。

2 知事は、指定手続条例第三条の規定にかかわらず、指定手続条例第二条の規定により提出された書類の内容が前条の業務を行うために適切であり、かつ、当該書類を提出した法人その他の団体が指定手続条例第三条各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、当該法人その他の団体を議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(千葉県日本コンベンションセンター国際展示場設置管理条例の一部改正)

第三条 千葉県日本コンベンションセンター国際展示場設置管理条例(平成元年千葉県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

(指定の手続)

第六条 国際展示場について千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年千葉県条例第二号。以下「指定手続条例」という。)第二条の規定による申請ができるものは、法人その他の団体で知事が指定管理者として最も適切と認めるものとする。

2 知事は、指定手続条例第三条の規定にかかわらず、指定手続条例第二条の規定により提出された書類の内容が前条の業務を行うために適切であり、かつ、当該書類を提出した法人その他の団体が指定手続条例第三条各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、当該法人その他の団体を議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(千葉県東葛テクノプラザ設置管理条例の一部改正)

第四条 千葉県東葛テクノプラザ設置管理条例(平成十年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(指定の手続)

第七条 テクノプラザについて千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年千葉県条例第二号。以下「指定手続条例」という。)第二条の規定による申請ができるものは、法人その他の団体で知事が指定管理者として最も適切と認めるものとする。

2 知事は、指定手続条例第三条の規定にかかわらず、指定手続条例第二条の規定により提出された書類の内容が前条の業務を行うために適切であり、かつ、当該書類を提出した法人その他の団体が指定手続条例第三条各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、当該法人その他の団体を議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年一月二十三日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）に基づくものの項建築士事務所登録申請手数料の目中「一万六千円」を「二万二千元」に、「一万千円」を「二万円」に改め、同表道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に基づくものの項運転免許試験手数料の目大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験の節中「千五百五十円」を「千六百五十円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に、「四千百円（第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「三千九百円（技能試験）」に、「六千六百円」を「六千九百円」に改め、同目普通自動車免許に係る試験の節中「千七百五十円」を「千九百円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に、「二千五百五十円（第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千五百円（技能試験）」に、「三千三百円」を「三千三百円」に改め、同目特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下この項において同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験の節中「千七百五十円」を「千八百五十円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に、「二千六百円（第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千八百円（技能試験）」に、「四千五百五十円」に改め、同目小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験の節中「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に、「千五百円」を「千六百円」に改め、同目大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の節中「千七百円」を「千八百円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に、「四千八百円（第九十七条第一項第二号に掲げ

る事項について行う試験」を「四千五百円（技能試験）」に、「七千六百五十円」を「七千四百五十円」に改め、同目仮運転免許に係る試験の節中「千七百元」を「千八百円」に、「千五百五十円」を「千六百五十円」に、「二千九百元（第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千九百五十円（技能試験）」に、「四千三百五十円」を「四千七百元」に改め、同項検査手数料の目中「三千九百元」を「三千九百五十円」に、「六千四百円」を「六千九百五十円」に、「三千七百五十円」を「三千八百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千六百五十円」に改め、同項再試験手数料の目中「千九百元」を「二千五十円」に、「四千四百円」を「五千五十円」に、「千七百五十円」を「千九百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百五十円」に、「千六百五十円」を「千八百円」に、「三千百円」を「三千五百五十円」に、「千円」を「千百円」に改め、同項免許証交付手数料の目を次のように改める。

免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	第九十二条第一項の規定による交付（第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けた者（道路交通法施行令第三十条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができない者）に限る。以下この項において「特定試験免除者」とい	一件につき	二千三百五十円（日と同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の免許を受ける者（以下この項において「複数免許取得者」という。）に対する交付にあつては、二千五百五十円に、与える免許一種ごとに二百円を加え



<p>る場合を除く。）</p>	<p>第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合（特定試験免除者に係る記録の申請に併せて申出をする場合に限る。）</p>	<p>一件につき</p>	<p>類ごとに二百円を加えた額）</p>
<p>第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合</p>	<p>第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合</p>	<p>一件につき</p>	<p>千五百円（第九十二条第一項、第九十五条の二第十一項若しくは第九十五条の二第一項の規定による免許証</p>
<p>第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合</p>	<p>第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合</p>	<p>一件につき</p>	<p>千五百円（第九十二条第一項、第九十五条の二第十一項若しくは第九十五条の二第一項の規定による免許証</p>

			<p>(仮運転免許に係るものを除く。)の交付又は第九十四条第二項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の再交付と同時に記録を受ける場合には、あつては、百円)</p>
<p>第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定又は第九十六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え</p>	<p>一件につき</p>	<p>千五百五十円(免許証(仮運転免許に係るものを除く。)及び第九十五条の二第四項の規定する免許情報記録個人番号カードを有する者(以下この項において「免許証・免許</p>	

別表第一道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に基づくものの項免許証更新手数料の目及び經由手数料の目を次のように改める。

			情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えに於ては、複数は百円、複数免許取得者（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換えにあつては千三百五十円に与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）
免許証等更新手数料	免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合	第百一条の二の二第一項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下この目において「經由申	一件につき
二千七百五十円			



の更新及び免許情報記録の有効期間の更新	て、經由地書換申出をするとき。	經由申請をする場合であつて、經由地書換申出をしないとき。	經由申請をしない場合
		き	き
二千八百五十円			七千五百円

別表第一道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に基づくものの項運転経歴技能検査手数料の目中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同項運転経歴証明書交付手数料の目中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同目の次に次のように加える。

運転経歴情報 記録手数料	き	九百円（百五条の二第二項の規定による運転経歴証明書の交付又は道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十条の十一第一項の規定による運転経歴証明書
-----------------	---	--

	の再交付と 同時に記録 を受けると 合にあって は、百円)

別表第一道路交通法（昭和三十五年法律第五号）に基づくものの項審査手数料の目中「千四百円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「三千百円」に改め、同項技能検定員審査手数料の目中「二万三千四百円」を「二万三千七百五十円」に、「一万九千五百円」を「一万九千八百円」に、「一万四千七百円」を「一万四千四百五十円」に、「二万二千五百円」を「二万二千二百円」に改め、同目の摘要第一号の表技能検定員として必要な自動車の運転技能の項大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査の目中「四千元」を「三千八百円」に改め、同項普通自動車免許に係る技能検定員審査の目中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同項特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の目中「千二百五十円」を「千二百円」に改め、同項大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査の目中「四千二百五十円」を「四千四百五十円」に改め、同表自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の項中「六千七百円」を「六千三百五十円」に、「六千百円」を「六千二百五十円」に、「二千百円」を「千九百円」に、「七千四百円」を「七千七百五十円」に改め、同表技能検定の実施に関する知識の項中「二千三百五十円」を「二千六百円」に、「千九百円」を「千八百五十円」に、「二千六百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同表自動車の運転技能の評価方法に関する知識の項中「二千五十円」を「二千円」に、「二千五百五十円」を「二千四百円」に、「三千七百円」を「三千七百五十円」に改め、同表旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の項中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、別表第一道路交通法（昭和三十五年法律第五号）に基づくものの項技能検定員審査手数料の目の摘要第二号中「二千三百五十円」を「二千九百五十円」に、「千五百円」を「千三百五十円」に改め、同目の摘要第三号中「五百円」を「五百五十円」に、「三百円」を「三百五十円」に改め、同項教習指導員審査手数料の目中「一万四千五百五十円」を「一万五千百円」に、「一万千八百五十円」を「一万二千円」に、「九千六百五十円」を「九千九百五十円」に、「一万二千四百五十円」を「一万二千八百五十円」に改め、同目の摘要第一号の表教習指導員として必要な自動車の運転技能の項大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査の目中「四千元」を「三千八百円」に改め、同項普通自動車免許に係る教習指導員審査の目中「三千五百五十円」

を「三千六百五十円」に改め、同項特定第一種運転免許に係る教習指導員審査の目中「千二百五十円」を「千二百円」に改め、同項大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査の目中「四千二百五十円」を「四千四百五十円」に改め、同表技能教習に必要な教習の技能の項中「二千五十円」を「二千円」に改め、同表第八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識の項及び自動車教習所に関する法令についての知識の項中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表教習指導員として必要な教育についての知識の項中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同表旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の項中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、別表第一道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に基づくものの項教習指導員審査手数料の目の摘要第二号中「二千四百円」を「三千円」に、「九百円」を「九百五十円」に、「千円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千九百五十円」に改め、同目の摘要第三号中「百五十円を、普通自動車免許」を「二百円を、普通自動車免許」に、「百五十円を減ずる」を「五十円を減ずる」に改め、同項国外運転免許証交付手数料の目中「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に改め、同項講習手数料の目第八条の二第一項第一号に掲げる講習の節中「七百五十円」を「八百五十円」に改め、同目第八条の二第一項第二号に掲げる講習の節中「二千三百五十円」を「二千四百円」に改め、同目第八条の二第一項第四号に掲げる講習の節中「四千四百五十円」を「四千六百五十円」に、「三千五百円」を「三千八百円」に、「二千八百円」を「三千五十円」に改め、同目第八条の二第一項第五号に掲げる講習の節中「四千五百円」を「四千三百円」に、「四千元」を「四千二百円」に改め、同目第八条の二第一項第六号に掲げる講習の節中「千五百円」を「千七百五十円」に改め、同目第八条の二第一項第七号に掲げる講習の節中「三千円」を「三千二百円」に改め、同目第八条の二第一項第八号に掲げる講習の節中「千四百円」を「千八百五十円」に改め、同目第八条の二第一項第九号に掲げる講習の節中「七百五十円」を「九百円」に改め、同目第八条の二第一項第十号に掲げる講習の節中「二千五百円」を「二千三百円」に、「二千五十円」を「二千五百円」に、「二千七百円」を「二千八百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百円」に、「二千四百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同目第八条の二第一項第十一号に掲げる講習の節中「第九十二条の二第一項の表の備考一の2」を「第九十五条の六第一項の表の備考一のロ」に、「五百円」を「五百円（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この目において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この目において「オンライン講習」という。）にあつては、二百円）」に、「第九十二条の

二第二項の表の備考一の3」を「第九十五条の六第一項の表の備考一のハ」に、

八百円	八百円（オンライン講習にあつては、二百円）
-----	-----------------------

に、「第九十二条の二第一項の表の備考一の4

に規定する違反運転者等に対する講習」を「第九十五条の六第一項の表の備考一の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（道路交通法施行規則第三十八条第十一項第一号ただし書に規定する申出をした者をいう。以下この目において同じ。）でないものに対する講習」に、「千三百五十円（運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）第八条第一項に規定する講習にあつては、八百円）」を「千四百円」に改め、同節に次のように加える。

第九十五条の六第一項の表の備考一の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	一回につき	八百円（オンライン講習にあつては、二百円）
---	-------	-----------------------

別表第一道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に基づくものの項講習手数料の目第百八条の二第二項第十二号に掲げる講習の節中「六千四百五十円」を「六千六百元」に、「二千九百元」を「二千九百五十円」に改め、同目第百八条の二第二項第十三号に掲げる講習の節を次のように改める。

第百八条の二第二項第十三号に掲げる講習	自動車等（道路交通法施行規則第三十三条第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターを含む。）を使用	一回につき	一万二千九百円
---------------------	--	-------	---------



2 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和六年国家公安委員会規則第十七号）による改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第一号）第五条第一項の規定による保管場所標章の交付の申請をした者に対する自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十五号）による改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十五号）第六条第一項の規定による交付（前項ただし書に規定する規定の施行の日前に同法第四条第一項ただし書の政令で定める通知が行われたときに限る。）に係る手数料については、改正後の使用料及び手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第五十九号

千葉県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県安心こども基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年一月二十三日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県安心こども基金条例の一部を改正する条例

千葉県安心こども基金条例（平成二十一年千葉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年一月二十三日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年千葉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「十年間」を「十二年間」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第六十一号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年一月二十三日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改める。

一 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年千葉県条例第三十四号）第七条第二項第二号

二 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年千葉県条例第十八号）第十四条第七項第二号

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年一月二十三日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

## 千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例

千葉県医師修学資金貸付条例（平成二十年千葉県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「将来県内の病院又は診療所の産婦人科又は産科において医師の業務に従事しようとする」を「次の各号に掲げる」に、「産婦人科コース修学資金」を「当該各号に定める修学資金」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 将来県内の病院又は診療所の小児科において医師の業務に従事しようとするもの  
小児科コース修学資金
  - 二 将来県内の病院又は診療所の産婦人科又は産科において医師の業務に従事しようとするもの  
産婦人科コース修学資金
- 第二条に次の一項を加える。

4 知事は、第二項各号に規定する修学資金のうちいずれか一方の修学資金の貸付けを受けようとする者又は貸付けを受けた者に対しては、他方の修学資金を貸し付けることができない。

第三条第一項の表ふるさと医師支援コース修学資金の項の次に次のように加える。

小児科コース修学資金	月額五万円
------------	-------

第七条第三号中「第四号」を「第六号」に改める。

第八条第一項第一号中「及び第五号」を「、第五号及び第七号」に改め、同項第五号中「及び第三号」を「、第三号及び第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 小児科コース修学資金の貸付けを受けた者が、医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、当該返還免除期間に相当する期間、県内において臨床研修を受け、かつ、特定病院等の小児科において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。

四 小児科コース修学資金の貸付けを受けた者であって、県外において臨床研修を受け

たもの（県内において希望する臨床研修を受けることができないことその他のやむを得ない事由があると知事が認めたと者に限る。）が、医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、当該返還免除期間に相当する期間、特定病院等の小児科において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかつたときを除く。

第八条第二項中「第四号」を「第六号」に改める。

第九条第三号中「前条第一項第五号」を「前条第一項第七号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

千葉県自然公園施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県自然公園施設設置管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年一月二十三日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県自然公園施設設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県自然公園施設設置管理条例（昭和五十四年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表片貝自然公園施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

議案第六十四号

千葉県立県民の森設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県立県民の森設置管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年一月二十三日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県立県民の森設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県立県民の森設置管理条例（昭和四十六年千葉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表千葉県立清和県民の森の項庭球場利用料の目を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年一月二十三日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

千葉県学校職員定数条例（平成十一年千葉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一一、四二一人」を「一一、三六五人」に改め、同条第二号中「二六、二二八人」を「二六、三二七人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

## 議案第六十六号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和七年一月二十三日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例

## (千葉県恩給条例の一部改正)

第一条 千葉県恩給条例(昭和二十三年千葉県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「の場合にあつては」を「に該当する場合にあつては、」に、「左の各号の一」を「が、次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「三年」を「三年」に、「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十六条中「左に」を「次の各号に」に改め、同条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四号中「迄」を「まで」に改める。

第三十条の二中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

前項に規定するもののほか、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十七条第二項又は第二十七条の七第二項の公訴の提起がされた場合における退隠料及び増加退隠料の停止については、恩給法第五十八条の二の規定による普通恩給及び増加恩給の停止の例によるものとする。

第三十八条第一項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

前各項に規定するもののほか、刑法第二十七条第二項又は第二十七条の七第二項の公訴の提起がされた場合における扶助料の停止については、恩給法第七十七条の規定による扶助料の停止(同条第二項において準用する場合を含む。)の例によるものとする。

(多衆行進又は集団運動に関する条例の一部改正)

第二条 多衆行進又は集団運動に関する条例（昭和二十四年千葉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第九条から第十二条までの規定中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十三条中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（千葉県統計調査条例等の一部改正）

第三条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 千葉県統計調査条例（昭和二十五年千葉県条例第一号）第十八条第一項、第十九条及び第二十条

二 千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号）第三十二条及び第三十条

三 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十九年千葉県条例第三十一号）第十三条、第十三条の二、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十七条第二項

四 千葉県青少年健全育成条例（昭和三十九年千葉県条例第六十四号）第二十八条第一項から第三項まで

五 千葉県自然環境保全条例（昭和四十八年千葉県条例第一号）第三十六条及び第三十七条

六 ふぐの取扱い等に関する条例（昭和五十年千葉県条例第一号）第二十一条第一項

七 拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成五年千葉県条例第二十一号）第九条第一項

八 千葉県環境保全条例（平成七年千葉県条例第三号）第六十八条及び第六十九条

九 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号）第三十三条

十 千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号）第三十四条

十一 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成十四年千葉県条例第三号）第三十二条及び第三十三条

十二 千葉県砂防指定地における行為の禁止及び制限に関する条例（平成十五年千葉県条例第六号）第十三条

十三 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）第三十六条

十四 千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例（平成十九年千葉県条例第三十三号）第十条

十五 千葉県風俗案内業の規制に関する条例（平成二十二年千葉県条例第四十九号）第

## 十四条第一項

十六 千葉県暴力団排除条例（平成二十三年千葉県条例第四号）第三十条及び第三十一条

十七 千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例（平成二十六年千葉県条例第五十五号）第十六条及び第十七条

十八 千葉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年千葉県条例第九号）第十九条から第二十一条まで

十九 千葉県行政不服審査会条例（平成二十八年千葉県条例第五号）第九条

## 二十 千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例（平成三十年千葉県条例第四十五号）第十七条

二十一 個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年千葉県条例第三十七号）附則第六項から第九項まで

二十二 千葉県個人情報保護審議会条例（令和四年千葉県条例第三十八号）第十四条

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第四条 職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十条の三第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第五条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号及び第五項第二号、第十四条の見出し及び同条第一項第一号、

第十五条第一項第一号並びに第十七条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（千葉県心身障害者扶養年金条例の一部改正）

第六条 千葉県心身障害者扶養年金条例（昭和四十五年千葉県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「懲役又は禁固の刑」を「拘禁刑」に改める。

（千葉県土採取条例の一部改正）

第七条 千葉県土採取条例（昭和四十九年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同

条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

(千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第八条 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年千葉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(千葉県ピンクビラ等の掲示、頒布、差入れ等の禁止等に関する条例の一部改正)

第九条 千葉県ピンクビラ等の掲示、頒布、差入れ等の禁止等に関する条例(平成十六年千葉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「はり付け」を「貼付け」に改め、同条第二項中「はり付け」を「貼付け」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の一部改正)

第十条 千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例(令和五年千葉県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例の一部改正)

第十一条 千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例(令和六年千葉県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条及び第二十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役

又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第四条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第二十条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第五条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)並びに第十七条第四項並びに職員の退職手当に関する条例第十七条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(規則への委任)

7 附則第二項から前項までに規定するもののほか、刑法等一部改正法等の施行に関し必要な経過措置は、規則(千葉県公安委員会が所掌する事項については、千葉県公安委員会規則)で定める。ただし、職員の給与に関する条例の施行及び職員の退職手当に関する条例(学校職員(職員の給与に関する条例第一条の二第三項に規定する職員をいう。以下同じ。))に関する事項を除く。)の施行に関し必要な経過措置にあっては千葉県人事委員会規則で、職員の退職手当に関する条例(学校職員に関する事項に限る。)の施行に関し必要な経過措置にあっては千葉県教育委員会があらかじめ千葉県人事委員会の承認を得て千葉県教育委員会規則で定めるものとする。